

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が日曜日のときは、  
その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 町等の区域の変更(地方課)  
字の区域の新設等(〃)  
字の区域の変更(四件)(〃)  
土地改良法による換地処分(五件)(農村整備課)

## 告 示

### 鳥取県告示第三百十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十九号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規

定による北谷地区第五工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域(平成三年十一月二十日現在の地番による。)
森字大境	森字大境のうち一二三の一部、一二四の三の一部、一二五の一部、一二六の一部、一二七の三、一二八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大河内字大境三六五の三の一部、三六六の二の一部、三六七の二の一部、三六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
森字上垣内	森字大境一二四の三の一部、一二五の一部、一二六の一部、一二七の三、一二八の一及びこれらと一体をなす国有地 森字上垣内の全域 森字古屋敷五〇八の二から五〇八の四まで
森字古屋敷	森字古屋敷のうち五〇八の二から五〇八の四まで以外の区域
大河内字立畑	大河内字立畑の全域 大河内字細畑二二三、二二三次一、二二四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大河内字釜谷平七〇九の三の一部、七〇九の五から七〇九の五五までの一部、七〇九の五七の一部、七〇九の五九

大河内字細畑	<p>から七〇九の六一までの一部、七〇九の七九から七〇九の八六までの一部、七〇九の八八の一部、七二〇</p>
大河内字釜谷	<p>大河内字細畑のうち二二三、二二三次一、二二四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大河内字釜谷二二九、二二九の一の一部、二二九次一、二二九の二の一部、二二九次二、二三〇、二三一の一部、二三次一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大河内字スンボフ七〇七の二五の一部 大河内字釜谷平七〇九の六一の一部、七〇九の六六の一部、七〇九の六九の一部、七〇九の七〇の一部、七〇九の七三の一部、七〇九の七七から七〇九の七九までの一部</p>
大河内字釜谷	<p>大河内字釜谷のうち二二九、二二九の一の一部、二二九次一、二二九の二の一部、二二九次二、二三〇、二三一の一部、二三次一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大河内字釜谷平七〇九の八の一部、七〇九の六三の一部、七〇九の六四の一部、七〇九の六六の一部 大河内字中山七二一の一部、七二三の一部、七二四の一部、七二八の一部 大河内字小屋ノ空七四八の一七の一部、七四八の一八の一部、七四八の二四の一部、七四八の二五の一部</p>
大河内字釜谷尻	<p>大河内字釜谷尻のうち二四七、二四八、二四八次一から二四八次五まで、二五二の一部、二五二次一、二五二次三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大河内字竹花二六五の二の一部 大河内字小屋ノ空七四八の一の一部、七四八の九の一部、</p>

大河内字竹花	<p>七四八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大河内字竹花のうち二六五の二の一部、二七七の一の一部、二七七次一の一部、二七七の二の一部、二七七の八の一部、二七九の一部、二八〇の一、二八〇次一、二八〇の二から二八〇の四まで、二八〇の五の一部、二八〇の六及びこれらと一体をなす国有地並びに二七九と一体をなす国有地以外の区域</p>
大河内字釜穴	<p>大河内字竹花二七七の一の一部、二七七次一の一部、二七七の二の一部、二七七の八の一部、二七九の一部、二八〇の一、二八〇次一、二八〇の二から二八〇の四まで、二八〇の五の一部、二八〇の六及びこれらと一体をなす国有地並びに二七九と一体をなす国有地の一部 大河内字釜穴のうち三三三の一部、三三四の一、三三四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大河内字中山七三八の一部</p>
大河内字前田	<p>大河内字釜穴三三三の一部、三三四の一部、三三四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大河内字前田の全域 大河内字大境三四六の一の一部、三四七の一の一部、三四七の三の一部、三四八の一部、三四九の一部、三四九の二の一部、三四九の三の一部、三四九の四の一部、三四九の五の一部、三四九の六の一部、三四九の七の一部、三四九の八の一部、三四九の九の一部、三四九の十の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大河内字大境	<p>大河内字大境のうち三四六の一の一部、三四七の一の一部、三四七の三の一部、三四八の一部、三四九の一部、三四九の二の一部、三四九の三の一部、三四九の四の一部、三四九の五の一部、三四九の六の一部、三四九の七の一部、三四九の八の一部、三四九の九の一部、三四九の十の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大河内字屋敷通三六九の一の一部</p>

大河内字屋敷通	森字大境二二三の一部及びこれと一体をなす国有地
大河内字心吉之平ル	大河内字屋敷通のうち三六九の一の一部以外の区域 大河内字心吉之平ルのうち四六四の一の一部、四六四の二以外の区域 大河内字荒神前四六六の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大河内字心吉ノ峰八一三の三の一部
大河内字荒神前	大河内字心吉之平ル四六四の一の一部、四六四の二 大河内字荒神前のうち四六六の一の一部、四七五の一の一部、四七五の二の一部、四八三の一部、四八六の一部、四八七、四八七の一の一部、四八七次一、四八七の二の一部、四八七の三、四八七の四の一部、四八七の五、四八七の六の一部、四八七の七の一部、四八七の八及びこれらと一体をなす国有地並びに四七六の三と一体をなす国有地の一 以外の区域 大河内字小屋ノ平ル四八九の一の一部、四八九の四の一部、四八九の五、四八九の七の一部、四八九の八、四八九の九の一部、四八九の一の一部、四八九の一三及びこれらと一体をなす国有地並びに四九〇の二から四九〇の四までと一体をなす国有地の一部 大河内字心吉ノ峰七九五の六の一部、七九七
大河内字小屋ノ平ル	大河内字荒神前四七五の一の一部、四七五の二の一部、四八七の四の一部、四八七の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四七六の三と一体をなす国有地の一部 大河内字小屋ノ平ルのうち四八九の一の一部、四八九の四の一部、四八九の五、四八九の七の一部、四八九の八、四八九の九の一部、四八九の一の一部、四八九の一三、四九七の六の一部、四九七の七の一部及びこれらと一体をなす国有地

大河内字林ノ平ル	大河内字荒神前四八三の一部、四八六の一部、四八七、四八七の一の一部、四八七次一、四八七の二の一部、四八七の三、四八七の四の一部、四八七の五、四八七の六の一部、四八七の七の一部、四八七の八及びこれらと一体をなす国有地 大河内字小屋ノ平ル四八九の四の一部、四八九の九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四八九の四、四八九の九と一体をなす国有地の一部 大河内字林ノ平ルの全域 大河内字北山屋敷五〇九の二から五〇九の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇九の三、五〇九の四と一体をなす国有地の一部 大河内字心吉ノ峰七八七の一部、七九五の四の一部
大河内字北山屋敷	大河内字小屋ノ平ル四九七の六の一部、四九七の七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大河内字北山屋敷のうち五〇九内二の一部、五〇九次二、五〇九の三の一部、五〇九の四の一部、五〇九の五、五〇九の六、五一一〇の二の一部、五一一〇の一部、五三〇の一部、五三二の一部、五三三の一部、五三七の一部、五三八次一の一部、五三八の二、五三八の三及びこれらと一体をなす国有地並びに五一五と一体をなす国有地の一部以外の区域 大河内字林の峯七八一の六の一部、七八一の七の一部
大河内字畑ヶ田	大河内字北山屋敷五三〇の一部、五三二の一部、五三二の

大河内字大谷	<p>大河内字北山屋敷五三七の一部、五三八次一の一部、五三八の二、五三八の三及びこれらと一体をなす国有地      大河内字畑ケ田五四七の一部、五四七次一、五四八の一部、五四八の二の一部、五五一の二の一部、五五二の二の一部、五五二の二及びこれらと一体をなす国有地      大河内字大谷のうち五六〇の二の一部、五六〇次一の一部、五六〇の二の一部、五六一の一部、五六二の一部、五六二次二の一部、五六三、五六三次一、五六三次二、五六四の一部、五六四次一の一部、五七五の一部、五七五の二の一部、五七五内三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域      大河内字小屋ノ空七四八の四〇の一部、七四八の四四の一部、七五四の一部      大河内字林ノ峯七八〇の一、七八〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
大河内字荒堀	<p>大河内字大谷五六〇の二の一部、五六〇次一の一部、五六〇の二の一部、五六一の一部、五六二の一部、五六二次一の一部、五六三、五六三次一、五六三次二、五六四の一部、五六四次一の一部、五七五の一部、五七五の二の一部、五七五内三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部      大河内字荒堀のうち五八三の一部、五八三次二、五八四の一、五八四次一の一部、五八四の二、五八五、五八五次一、五八五次二及びこれらと一体をなす国有地並びに五八三次一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大河内字丸山	<p>大河内字丸山五八六の二の一部      大河内字小屋ノ空七四八の四六の一部、七四八の四八の一部、七四八の五二の一部</p>
大河内字木地屋敷	<p>大河内字荒堀五八三の一部、五八三次二、五八四の一、五八四次一の一部、五八四の二、五八五、五八五次一、五八五次二及びこれらと一体をなす国有地並びに五八三次一と一体をなす国有地の一部      大河内字丸山のうち五八六の二の一部、五九一の一部、五九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五九一と一体をなす国有地の一部      大河内字ホソフ七五五の七の一部、七五五の九の一部、七五五の一〇の一部</p>
大河内字北山元屋敷	<p>大河内字丸山五九一の一部、五九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五九一と一体をなす国有地の一部      大河内字木地屋敷の全域      大河内字北山元屋敷六一二次一の一部、六一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部      大河内字ホソフ七五五の一五の一部、七五五の一八の一部</p>
大河内字金谷平	<p>大河内字北山元屋敷のうち六一二次一の一部、六一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域      大河内字スノンボフのうち七〇七の二二五の一部、七〇八の一部以外の区域</p>
大河内字スノンボフ	<p>大河内字金谷平のうち七〇九の三の一部、七〇九の八の一部、七〇九の五から七〇九の五五まで的一部分、七〇九の五七の一部、七〇九の五九から七〇九の六一まで的一部分、七〇九の六三の一部、七〇九の六四の一部、七〇九の六六</p>

大河内字中山	の 一 部、七〇九の六九の一部、七〇九の七〇の一部、七〇九の七三の一部、七〇九の七七から七〇九の八六までの一部、七〇九の八八の一部、七二〇以外の区域
大河内字小屋ノ空	大河内字中山のうち七二二の一部、七二三の一部、七二四の一部、七二八の一部、七三八の一部以外の区域
大河内字小屋ノ空	大河内字小屋ノ空のうち七四八の一部、七四八の九の一部、七四八の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七四八の一七の一部、七四八の一八の一部、七四八の二四の一部、七四八の二五の一部、七四八の四〇の一部、七四八の四四の一部、七四八の四六の一部、七四八の四八の一部、七四八の五二の一部、七五四の一部以外の区域
大河内字ホソフ	大河内字ホソフのうち七五五の七の一部、七五五の九の一部、七五五の一〇の一部、七五五の一五の一部、七五五の一八の一部以外の区域
大河内字林ノ峯	大河内字林ノ峯のうち七八〇の一、七八〇の二、七八一の六の一部、七八一の七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大河内字心吉ノ峰	大河内字心吉ノ峰のうち七八七の一部、七九五の四の一部、七九五の六の一部、七九七、八一三の三の一部以外の区域

鳥取県告示第三百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を新設し、変更し、及び廃止

する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。  
この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による溝口地区第一工区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称

同上の区域（平成三年八月一日現在の地番による。）

古市字有馬河原	古市字古川辺り五三五の一の一部、五三六の一の一部、五三七の一、五三八の一、五三九の一、五四〇の一、五四一の一部及びこれらと一体をなす国有地 古市字辻堂ノ前五七三の一部、五七五の一部、五七六の一部及びこれらと一体をなす国有地 古市字下有馬河原五七七、五七八、五七九から五八一までの一部、五八二、五八三の一、五八三の二、五八四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 古市字上有馬河原五八五の一、五八六、五八七の一から五八七の三まで、五八八、五八九、五九〇の一、五九一の二の一部、五九一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 父原字横路下タ二二の一の一部、二二二の二、二二三の一部、二九の一の一部、二九の二、三〇の一の一部、三〇の二及びこれらと一体をなす国有地 父原字井手下タ三一の一、三一の二の一部、三二から三五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 父原字河原田三六の一の一部及びこれと一体をなす国有地 父原字前屋敷五四と一体をなす国有地の一部
---------	--

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成三年八月一日現在の地番による。）
父原字横路	父原字横路のうち二の三、一二の二、一三の三、一四の四、一七の二、一八の四、二〇の三、二二の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二二の一、二二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
父原字横路下タ	父原字横路二の三、一二の二、一三の三、一四の四、一七の二、一八の四、二〇の三、二二の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二二の一、二二の二と一体をなす国有地の一部 父原字横路下タのうち二二の一の一部、二二の二、二三の一部、二九の一部、二九の二、三〇の一部、三〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 父原字井手下タのうち三一の一、三一の二の一部、三二から三五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 父原字前屋敷五四と一体をなす国有地の一部 古市字辻堂ノ前五六四の三の一部、五六四の四、五六五の三、五六六の四、五六七の三、五六七の四、五六八から五七〇までの一部、五七一、五七二、五七三から五七六までの一部及びこれらと一体をなす国有地 古市字下有馬河原五七九から五八〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地
父原字河原田	父原字河原田のうち三六の一の一部、四一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 父原字前屋敷五二の一部、五三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四三と一体をなす国有地の一部 古市字上有馬河原五九一の一の一部、五九二、五九二の一、五九三の一、五九四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部

父原字前屋敷	父原字横路二二の二と一体をなす国有地の一部 父原字河原田三六の一の一部、四一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 父原字前屋敷のうち五二の一部、五三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四三、五四と一体をなす国有地の一部以外の区域 父原字御崎河原五五の一の一部、五六の一部、五七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五五の一、五八、五九の一と一体をなす国有地の一部
父原字御崎河原	父原字御崎河原のうち五五の一の一部、五六の一部、五七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五五の一、五八、五九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
父原字上ミ屋敷	父原字上ミ屋敷のうち二〇七、二〇八、二〇九の二、二二六の一、二二六の三、二二六の四、二二八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
父原字前田	父原字上ミ屋敷二〇七、二〇八、二〇九の二、二二六の一、二二六の三、二二六の四、二二八の一と一体をなす国有地の一部 父原字前田の全域
父原字向田上ミ	父原字向田上ミのうち六九五の一、六九五の二、六九六と一体をなす国有地の一部以外の区域 父原字向田下モ七一一の一部、七一一の二、七一一の三、七一一の四の一部、七一五の一の一部、七一六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
父原字向田下モ	父原字向田上ミ六九五の一、六九五の二、六九六と一体をなす国有地の一部

<p>古市字中西屋敷裏</p>	<p>父原字向田下モのうち七七一の二の一部、七二三の一部、七二四の一部、七二五の二の一部、七二六の二の一部及びこれらと一体をなす国土地以外の区域</p>	<p>古市字古川床</p>	<p>古市字中西屋敷裏のうち四八九の一以外区域</p>	<p>古市字古川床</p>	<p>古市字古川床のうち五〇九の二の一部、五一〇の二から五一〇の三まで、五一一、五一二の二、五一三の三、五一四の二の一部、五一五の二の一部、五一六の二の一部、五一七の二、五一八の二、五一九の二、五二〇の二、五二一の二、五二二の二、五二三の二、五二四の二、五二五の二、五二六の二、五二七の二、五二八の二、五二九の二、五三〇の二及びこれらと一体をなす国土地以外の区域 古市字古川床五五〇の二の一部、五五三から五五五まで的一部、五五六、五五七、五五九の一部及びこれらと一体をなす国土地</p>	<p>古市字古川床</p>	<p>古市字中西屋敷裏四八九の二 古市字古川床五〇九の二の一部、五一〇の二から五一〇の三まで、五一一、五一二の二、五一三の三、五一四の二の一部、五一五の二の一部、五一六の二の一部、五一七の二、五一八の二、五一九の二、五二〇の二、五二一の二、五二二の二、五二三の二、五二四の二、五二五の二、五二六の二、五二七の二、五二八の二、五二九の二、五三〇の二及びこれらと一体をなす国土地 古市字古川床のうち五三五の二の一部、五三六の二の一部、五三七の二、五三八の二、五三九の二、五四〇の二の一部、五四一の二、五四二の二、五四三の二、五四四の二、五四五の二、五四六の二、五四七の二、五四八の二、五四九の二、五五〇の二及びこれらと一体をなす国土地以外の区域 古市字辻堂ノ前五六〇から五六二まで、五六三の二、五六四の三の一部、五六八から五七〇まで的一部、五七三から五七五まで的一部及びこれらと一体をなす国土地の一部</p>						
<p>古市字辻堂ノ前</p>	<p>古市字辻堂ノ前のうち五六〇から五六二まで、五六三の二、五六四の三、五六四の四、五六五の三、五六六の四、五六七の三、五六七の四、五六八から五七六まで及びこれらと一体をなす国土地以外の区域</p>	<p>古市字下有馬河原</p>	<p>古市字下有馬河原のうち五七七から五八二まで、五八三の二、五八四の二、五八四の三及びこれらと一体をなす国土地の一部以外の区域</p>	<p>古市字上有馬河原</p>	<p>古市字上有馬河原のうち五八五の二、五八六、五八七の二から五八七の三まで、五八八、五八九、五九〇の二、五九一の二、五九二の二、五九三の二、五九四の二、五九五の二及びこれらと一体をなす国土地以外の区域</p>	<p>古市字中河原</p>	<p>古市字中河原のうち八四三の二、八四四の二、八四四の三から八四四の四まで、八四四の五から八四四の六まで、八四五の二から八四五の六まで、及びこれらと一体をなす国土地以外の区域</p>	<p>中祖字権現下タ</p>	<p>中祖字権現下タのうち八の四、八の二、八の二九と一体をなす国土地以外の区域 中祖字中祖屋敷一〇九の二の一部及びこれと一体をなす国土地の一部 字代字樋口大井手七九九の七の一部</p>	<p>中祖字土手裏</p>	<p>中祖字土手裏のうち三三の四、三三の五、三四の二以外の区域</p>	<p>中祖字中祖</p>	<p>中祖字土手裏三三の四、三三の五、三四の二 中祖字中祖のうち五一、七六から七八までの二の一部、七九の二の一部、八五、八六及びこれらと一体をなす国土地の一部</p>

<p>中祖字中祖屋敷</p>	<p>部以外の区域 中祖字中祖屋敷九一の一と一体をなす国有地の一部 中祖字中祖屋敷のうち八七、八八の二から八八の六まで、八九、九〇、一〇八の一の一部、一〇九の一部、一一〇の一の一部、一一〇の二の一部、一一一の一から一一一の五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに九一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>中祖字樋口大井手</p>	<p>中祖字中祖七六から七八までの一部、七九の一の一部 中祖字中祖屋敷八八の一から八八の六まで、八九、九〇、一〇八の一の一部、一〇九の一部、一一〇の一の一部、一一〇の二の一部、一一一の一から一一一の五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに九一の一、一〇九と一体をなす国有地の一部 中祖字樋口大井手のうち一一五の一から一一五の五まで、一一五の七、一一五の八、一一五の一〇、一一六から一一八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 字代字樋口大井手七八七の一の一部、七八七の二の一部、七九七の一の一部、七九八の二部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>中祖字安兵衛田</p>	<p>中祖字中祖五一、八五、八六及びこれらと一体をなす国有地の一部 中祖字中祖屋敷八七 中祖字樋口大井手一一五の一から一一五の五まで、一一五の七、一一五の八、一一五の一〇、一一六から一一八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 中祖字嶋反りの全域 中祖字安兵衛田のうち一三〇の四の一部、一三〇の五から一三〇の九まで、一三〇の一〇の一部、一三〇の一から一三〇の三まで、一三一の一の一部、一三一の四の一部、</p>

<p>中祖字中河原</p>	<p>一三一の五の一部、一三一の六、一三一の七、一三一の一〇、一三一の一の一部、一三一の二から一三一の一五まで、一三一の一六から一三一の一九までの一部、一三二の一部、一三二の一の一部、一三二の二の一部、一三三の一の一部、一三三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 字代字島尻七四二の一の一部及びこれと一体をなす国有地 字代字後河原七四八の一の一部、七五一の一、七五二の一、七五三の一、七五三の三、七五四の一、七五四の三から七五四の五まで、七五五の一、七五五の三から七五五の五まで、七五六の一、七五六の三から七五六の七まで、七五七から七五九まで及びこれらと一体をなす国有地 字代字島反りのうち七七七の一、七七七の二の一部、七七八から七八一までの一部、七八五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 字代字樋口大井手七八六の一部</p>
<p>中祖字安兵衛田</p>	<p>中祖字安兵衛田一三〇の四の一部、一三〇の五から一三〇の九まで、一三〇の一〇の一部、一三〇の二から一三〇の一三まで、一三二の一の一部、一三二の四の一部、一三二の五の一部、一三二の六、一三二の七、一三二の一〇、一三二の一の一部、一三二の二から一三二の一五まで、一三一の一六から一三一の一九までの一部、一三二の一部、一三二の一の一部、一三二の二の一部、一三三の一の一部、一三三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 中祖字中河原の全域 古市字中河原八四三の一、八四三の二、八四四の一、八四四の三から八四四の一三まで、八四四の一五から八四四の一七まで、八四五の一から八四五の六まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>字代字三ツ岩</p>	<p>字代字三ツ岩のうち七一の一の一部、七二の一の一部、七一三の一、七一三の二及びこれらと一体をなす国有地の一</p>



部以外の区域	<p>宇代字三ツ岩七一一の一、七一一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>宇代字島尻のうち七四二の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>宇代字後河原七四八の一の一部、七四八の三</p> <p>宇代字島尻七七七の一、七七七の二の一部、七七八から七八一までの一部、七八五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>宇代字樋口大井手七八六の一部、七八八の一、七八九の一、七九〇、七九一、七九二の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>宇代字後河原のうち七四八の一、七四八の三、七五一の一、七五二の一、七五三の一、七五三の三、七五四の一、七五四の三から七五四の五まで、七五五の一、七五五の三から七五五の五まで、七五六の一、七五六の三から七五六の七まで、七五七から七五九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>宇代字三ツ岩七一一の一部、七一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>宇代字樋口大井手のうち七八六、七八七の一の一部、七八七の二の一部、七八八の一、七八九の一、七九〇、七九一、七九二の一、七九七の一の一部、七九八の一部、七九九の七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>中祖字権現下タハの四、八の二、八の一九と一体をなす国有地の一部</p> <p>中祖字中祖屋敷一〇九と一体をなす国有地の一部</p>
--------	---	--	---

廃止する字の名称

父原字井手下タ、中祖字嶋反り、宇代字島反り

鳥取県告示第三百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による佐陀地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

同上の区域（平成三年十一月八日現在の地番による。）

二本木字後池畑

二本木字後池畑のうち一一七四の一部、一一七五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

二本木字樽屋開一一八三の二、一一八三の三の一部、一一八三の七の一部及びこれらと一体をなす国有地

二本木字茂三山一九四の一の一部、一九五の一部、一九六の一から一九六の四までの一部、一九七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九七の一、一九七の二と一体をなす国有地の一部

<p>二本木字樽屋開</p> <p>二本木字樽屋開のうち一一八三の二、一一八三の三、一一八三の七、一一八三の八、一一八五の二、一一八五の三、一一八六の二、一一八六の三、一一八七の二、一一八七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>二本木字茂三山</p> <p>二本木字後池畑一一七四の一部、一一七五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>二本木字樽屋開一一八三の三の一部、一一八三の七の一部、一一八三の八、一一八五の二、一一八五の三、一一八六の二、一一八六の三、一一八七の二、一一八七の三</p> <p>二本木字茂三山のうち一九四の二の一部、一九五の一部、一九六の四から一九六の四までの一部、一九七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九七の二、一九七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>二本木字濱開二〇七、二〇八及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>二本木字濱開</p> <p>二本木字濱開のうち二〇七、二〇八、二二〇の五、二二〇の七の一部、二二〇の七の一部、二二二の一部、二二二の一部、二二三の二の一部、二二三の二の一部、二二三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>二本木字濱開ノ二 二二三四の一部、二二六九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>二本木字濱開ノ二</p> <p>二本木字濱開二二二〇の五、二二二〇の七の一部、二二二〇の七の一部、二二二二の一部、二二二二の一部、二二三の二の一部、二二三の三の一部</p> <p>二本木字濱開ノ二のうち二二三四の一部、二二六九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
--	---	---	--

<p>鳥取県告示第三百二十一号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による佐陀地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>平成四年三月二十四日</p> <p style="text-align: center;">鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>			
<p>区域を変更する字の名称</p> <p>同上の区域（平成三年十一月八日現在の地番による。）</p>	<p>大字佐陀字西中浜</p> <p>大字佐陀字西中浜のうち六七七の一部、六九四の一部、六九五の九の一部以外の区域</p> <p>大字佐陀字東中浜六九五の三の一部、六九五の七の一部、六九六の二、六九七の二</p>	<p>大字佐陀字東中浜</p> <p>大字佐陀字東中浜のうち六九五の三の一部、六九五の六の一部、六九五の七の一部、六九六の二、六九七の二、七〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七〇六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字佐陀字東後池</p> <p>大字佐陀字東後池のうち七一三の二、七一四の二から七一四の三まで、七一七、七一八の二、七一八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>大字佐陀字中灘</p>	<p>西 大字佐陀字灘道</p>	<p>山趾 大字佐陀字西御</p>	<p>山趾 大字佐陀字東御</p>
<p>大字佐陀字西御山趾八六七の一、八六七の二、八六八、八</p>	<p>大字佐陀字西御山趾八七五の三の一部、八七五の四、八七六の一部、八七七の三、八七七の四、八七八の一、八七八の二、八七九の二、八八四の二、八八五、八八六の二、八八七の一、八八七の二、八八八の一から八八八の三まで、八九二の一、八九二の二及びこれらと一体をなす国外地 大字佐陀字灘道西の全域 大字佐陀字中灘道九一六の一、九一六の二、九一六の五から九一六の八まで、九一七の二、九一七の三、九二二の一、九二二の三、九二三の一、九二三の二、九二四の一部、九二六の三の一部、九二八の二の一部、九二八の六の一部及びこれらと一体をなす国外地</p>	<p>大字佐陀字東御山趾のうち八五五、八五六、八五七の二、八六〇の二の一部、八六〇の二の一部以外の区域 大字佐陀字西中浜六七七の一部、六九四の一部、六九五の九の一部 大字佐陀字東中浜六九五の三の一部、六九五の六の一部、六九五の七の一部、七〇六の一部及びこれらと一体をなす国外地並びに七〇六と一体をなす国外地の一部 大字佐陀字東後池七一三の一、七一四の一から七一四の三まで、七一一、七一一の一、七一一の二と一体をなす国外地の一部 大字佐陀字西御山趾のうち八六七の一、八六七の二、八六八、八六九の二、八七一の二、八七二、八七三の二、八七四、八七五の三、八七五の四、八七六、八七七の三、八七七の四、八七八の一、八七八の二、八七九の二、八八四の二、八八五、八八六の二、八八七の一、八八七の二、八八八の一から八八八の三まで、八九二の一、八九二の二及びこれらと一体をなす国外地以外の区域</p>	<p>大字佐陀字東御山趾のうち八五五、八五六、八五七の二、八六〇の二の一部、八六〇の二の一部以外の区域</p>
<p>外 大字佐陀字夕除</p>	<p>外 大字佐陀字夕除</p>	<p>東 大字佐陀字灘道</p>	<p>東 大字佐陀字灘道</p>
<p>大字佐陀字夕除外畑のうち一〇一五の一四の一部、一〇二五の一の一部、一〇二五の四の一部、一〇二七の一部、一〇二九の一から一〇二九の三までの一部、一〇三〇の一部及びこれらと一体をなす国外地並びに一〇三〇の二、一〇三八の三、一〇三八の五、一〇三八の九、一〇四〇の二、一〇四〇の五と一体をなす国外地の一部以外の区域 大字佐陀字新兵衛開一〇四一の一部、一〇四三の一部、一〇七六の一部及びこれらと一体をなす国外地の一部</p>	<p>大字佐陀字夕除外畑のうち九七五の八、九七七の一以外の区域 大字佐陀字灘道東九五八の二の一部、九五九の一部、九六二の一部</p>	<p>大字佐陀字東御山趾八五五、八五六、八五七の一の一部、八六〇の二の一部、八六〇の二の一部 大字佐陀字灘道東のうち九五八の二の一部、九五九の一部、九六二の一部以外の区域 大字佐陀字夕除外畑九七五の八、九七七の一 大字佐陀字夕除外畑一〇二五の一の一部、一〇二五の四の一部、一〇二九の一から一〇二九の三までの一部、一〇三〇の一の一部及びこれらと一体をなす国外地並びに一〇三〇の二、一〇三八の三、一〇三八の五、一〇三八の九、一〇四〇の二、一〇四〇の五と一体をなす国外地の一部</p>	<p>六九の二、八七一の二、八七二、八七三の二、八七四、八七五の三の一部、八七六の一部 大字佐陀字中灘道のうち九一六の一、九一六の二、九一六の五から九一六の八まで、九一七の二、九一七の三、九二二の一、九二二の三、九二三の一、九二三の二、九二四の一部、九二六の三の一部、九二八の二の一部、九二八の六の一部及びこれらと一体をなす国外地以外の区域</p>

<p>大字佐陀字山根 谷</p>	<p>大字佐陀字方吉 開</p>	<p>大字佐陀字新兵 衛開</p>
<p>大字佐陀字方吉開一〇七七の八一、一一一六の二の一部、一一一七の八の一部、一一一九の一の一部、一一二七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一〇七七の一、一〇七七の四、一〇七七の五、一〇七七の七、一〇七七の八、一〇七七の二六、一〇七七の三九、一〇七七の六一、一〇七七の六二、一〇七七の六五、一一一三の一、一〇七七の六二、一〇七七の六五、一一一三の一、</p>	<p>大字佐陀字方吉開のうち一〇七七の八一、一一一六の二の一部、一一一七の八の一部、一一一九の一の一部、一一二七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一〇七七の一、一〇七七の四、一〇七七の五、一〇七七の七、一〇七七の八、一〇七七の二六、一〇七七の三九、一〇七七の六一、一〇七七の六二、一〇七七の六五、一一一三の一、一一一五の二、一一一六の一、一一一六の二、一一三二の一、一一三二の九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字佐陀字汐除外畑一〇一五の一四の一部、一〇二五の一の一部、一〇二七の一部 大字佐陀字新兵衛開のうち一〇四二の一部、一〇四三の一部、一〇七六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字佐陀字東割山一二五〇の一の一部、一二五一の一部、一二五二の一の一部、一二五二の二、一二六四の一部、一二六四の一、一二六五の一部、一二六五の一、一二七〇の一から一二七〇の三までの一部、一二七〇の四から一二七〇の六まで、一二七一の一の一部、一二七一の二、一二七七の一の一部、一二七七の二、一二七八の二の一部、一二七八の三の一部、一二七八の四、一二七八の五、一二七九の一の一部、一二七九の二、一二八〇の一の一部、一二八〇の二、一二八二の一部、一二八七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>鳥取県告示第三百二十二号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。 この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）</p>	<p>大字佐陀字沖新 田</p> <p>大字佐陀字沖新田のうち一三三三の九から一三三三の一六まで、一三五三の三、一三六四の七、一三六五の一、一三六六の三、一三六六の五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字佐陀字東割 山</p> <p>大字佐陀字東割山のうち一二五〇の一の一部、一二五一の一部、一二五二の一の一部、一二五二の二、一二六四の一部、一二六四の一、一二六五の一部、一二六五の一、一二七〇の一から一二七〇の三までの一部、一二七〇の四から一二七〇の六まで、一二七一の一の一部、一二七一の二、一二七七の一の一部、一二七七の二、一二七八の二の一部、一二七八の三の一部、一二七八の四、一二七八の五、一二七九の一の一部、一二七九の二、一二八〇の一の一部、一二八〇の二、一二八二の一部、一二八七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字佐陀字沖新田一三三三の九から一三三三の一六まで、一三五三の三、一三六四の七、一三六五の一、一三六六の三、一三六六の五と一体をなす国有地の一部</p>
--	--	--

第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による阿毘縁地区第四工区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（平成三年八月一日現在の地番による。）</p>
<p>下阿毘縁字深塔 奥</p>	<p>下阿毘縁字深塔奥のうち七五三の一の一部以外の区域 下阿毘縁字深塔井手ヨリ上奥七六五の一部、七六六の一部</p>
<p>下阿毘縁字深塔 井手ヨリ上奥</p>	<p>下阿毘縁字深塔奥七五三の一の一部 下阿毘縁字深塔井手ヨリ上奥のうち七六五の一部、七六六の一部以外の区域</p>
<p>下阿毘縁字深塔 井手ヨリ上ミ</p>	<p>下阿毘縁字深塔井手ヨリ上ミのうち七八三の一部、七八四、七八五の一の一部、七七六の一の一部以外の区域 下阿毘縁字深塔中八三五の八、八四〇の三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>下阿毘縁字深塔 中</p>	<p>下阿毘縁字深塔井手ヨリ上ミ七八三の一部、七八四、七八五の一の一部、七七六の一の一部 下阿毘縁字深塔中のうち八三五の八、八四〇の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>下阿毘縁字深塔 下モ</p>	<p>下阿毘縁字深塔下モの全域 下阿毘縁字字称道八九二の一の一部</p>

  

<p>下阿毘縁字字称 道</p>	<p>下阿毘縁字字称道のうち九八二の一の一部以外の区域</p>
<p>下阿毘縁字ヲモ 田</p>	<p>下阿毘縁字ヲモ田のうち一〇二二の一、一〇二三の一、一〇二四の一、一〇二五の一、一〇二六の一、一〇二七の一及び一〇二八の一と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下阿毘縁字三反 田</p>	<p>下阿毘縁字ヲモ田一〇二二の一、一〇二三の一、一〇二四の一、一〇二五の一、一〇二六の一及び一〇二七の一と一体をなす国有地 下阿毘縁字三反田の全域 下阿毘縁字畑田一〇二二、一〇二三の一、一〇二四、一〇二五と一体をなす国有地の一部 下阿毘縁字畑田一〇二二、一〇二三の一、一〇二四、一〇二五と一体をなす国有地並びに一〇二五と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下阿毘縁字畑田</p>	<p>下阿毘縁字畑田のうち一〇二二、一〇二三の一、一〇二四、一〇二五と一体をなす国有地並びに一〇二五と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下阿毘縁字御立 山松ノ下モ道下 タ</p>	<p>下阿毘縁字御立山松ノ下モ道下タのうち一一二八の一、一一二九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一一三二、一一三三、一一三七と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下阿毘縁字御立 山松ノ前</p>	<p>下阿毘縁字御立山松ノ前のうち一一三八、一一三九、一一四〇、一一四一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下阿毘縁字中高 ノ前大川添東ノ 上ミ</p>	<p>下阿毘縁字御立山松ノ下モ道下タ一一二八の一、一一二九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一一三一、一一三二、一一三七と一体をなす国有地</p>

<p>下阿毘縁字中高ノ前下タ縄手ノ東</p>	<p>下阿毘縁字中高ノ前大川添</p>	<p>下阿毘縁字中高ノ下タ縄手ノ東</p>	
<p>下阿毘縁字中高ノ前下タ縄手ノ東のうち一一六七の一、一一六七の二、一一六八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>下阿毘縁字中高ノ前大川添のうち一一六五、一一六六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>下阿毘縁字中高ノ前大川添ノ上ミ一一四九の一の一部及びこれと一体をなす国有地          下阿毘縁字中高下タ縄手ノ東のうち一一五二から一一五四まで、一一五五から一一五八までの一部、一一六二の一の一部、一一六四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          下阿毘縁字中高ノ前大川添一一六五の一部、一一六六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部          下阿毘縁字中高前井手下モ一一六九、一一七〇の一部、一一七一の一部、一一七四の一部、一一七五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地          下阿毘縁字中高一一九一の一、一一九二の一、一一九三の一の一部、一一九四の一、一一九五の一、一一九八の一の一部、一一〇〇の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一一〇〇の七と一体をなす国有地の一部</p>	<p>下阿毘縁字御立山松ノ前一一三八の一部、一一三九の一部、一一四〇の一部、一一四一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地          下阿毘縁字中高ノ前大川添ノ上ミのうち一一四九の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域          下阿毘縁字中高下タ縄手ノ東一一五二から一一五四まで、一一五五から一一五八までの一部、一一六二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地          下阿毘縁字中高一一〇〇の六及び一一〇〇の六、一一〇〇の七と一体をなす国有地の一部</p>
<p>下阿毘縁字七人塚山</p>	<p>下阿毘縁字中高</p>	<p>下阿毘縁字七人塚前堅縄手上ミ</p>	<p>下阿毘縁字中高前井手下モ</p>
<p>下阿毘縁字七人塚山のうち一二四九の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>下阿毘縁字中高のうち一一九一の一、一一九二の二、一一九三の一の一部、一一九四の一、一一九五の一、一一九八の一の一部、一一〇〇の一、一一〇〇の六及びこれらと一体をなす国有地並びに一一〇〇の七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>下阿毘縁字中高下タ縄手ノ東一一六四の一の一部及びこれと一体をなす国有地          下阿毘縁字中高ノ前大川添一一六五の一部、一一六六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部          下阿毘縁字中高ノ前下タ縄手ノ東一一六七の一、一一六七の二、一一六八の一部及びこれらと一体をなす国有地          下阿毘縁字中高前井手下モ一一七〇の一部、一一七一の一部、一一七二、一一七三、一一七四の一部、一一七五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地          下阿毘縁字七人塚前堅縄手上ミのうち一一八三の一部、一一八四の一部、一一八五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一八五の一、一一八六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域          下阿毘縁字七人塚前堅縄手下モ一一九九の一の一部、一三〇三の一部、一三〇四の一の一部、一三〇四の二の一部、一三〇四の三、一三〇四の四、一三〇四の五の一部及び一三〇三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>下阿毘縁字中高前井手下モのうち一一六九から一一七三まで、一一七四の一部、一一七五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          下阿毘縁字中高下タ縄手ノ東一一六四の一の一部及びこれと一体をなす国有地          下阿毘縁字中高ノ前大川添一一六五の一部、一一六六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部          下阿毘縁字中高ノ前下タ縄手ノ東一一六七の一、一一六七の二、一一六八の一部及びこれらと一体をなす国有地          下阿毘縁字中高前井手下モ一一七〇の一部、一一七一の一部、一一七二、一一七三、一一七四の一部、一一七五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>下阿毘縁字七人塚ノ元</p>	<p>下阿毘縁字七人塚ノ元のうち一二六一の二の一部、一二六四及びこれらと一体をなす国有地並びに一二六一の二、一二六六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>下阿毘縁字七人塚前堅繩手ノ下モ</p>	<p>下阿毘縁字七人塚前堅繩手上ミ一二八三の二の一部、一二八四の二の一部、一二八五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二八五の二、一二八六の二と一体をなす国有地の一部 下阿毘縁字七人塚前堅繩手ノ下モのうち一二九九の二の一部、一三〇三の二の一部、一三〇四の二の一部、一三〇四の二の一部及び一三〇三の二と一体をなす国有地以外の区域 下阿毘縁字下原大川添堅繩手ノ中一三五六の二の一部、一三五七の二の一部、一三六〇の二の一部 下阿毘縁字下原大川添堅繩手ノ下モ一三六一の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>下阿毘縁字ニラムシ谷</p>	<p>下阿毘縁字ニラムシ谷の全域 下阿毘縁字柿木谷一三三六の三の一部 下阿毘縁字虫谷尻一三三九の二の一部、一三三九の三の一部</p>
<p>下阿毘縁字柿木谷</p>	<p>下阿毘縁字柿木谷のうち一三三六の三の一部以外の区域</p>
<p>下阿毘縁字虫谷尻</p>	<p>下阿毘縁字虫谷尻のうち一三三九の二の一部、一三三九の三の一部以外の区域</p>
<p>下阿毘縁字ラムシ谷</p>	<p>下阿毘縁字ラムシ谷のうち一三四五の二の一部、一三四六</p>
<p>下阿毘縁字下原大川添堅繩手ノ中</p>	<p>の三、一三四七の一部、一三四八から一三五四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下阿毘縁字下原大川添添堅繩手ノ下モ</p>	<p>下阿毘縁字下原大川添添堅繩手ノ下モのうち一三六一の二の一部、一三六一の二、一三六三の二の一部、一三六四の二、一三六四の三、一三六四の四、一三六五の二の一部、一三六五の五、一三六六から一三七二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下阿毘縁字下原大川添</p>	<p>下阿毘縁字下原大川添のうち一三七三の二から一三七三の三まで、一三七四、一三七五の二以外の区域</p>
<p>下阿毘縁字下原大掘り</p>	<p>下阿毘縁字七人塚山一二四九の二の一部及びこれと一体をなす国有地 下阿毘縁字七人塚ノ元一二六一の二の一部、一二六四及びこれらと一体をなす国有地並びに一二六一の二、一二六六の二と一体をなす国有地の一部 下阿毘縁字下原大川添添堅繩手ノ下モ一三六四の三の一部、一三六四の四、一三六五の二の一部、一三六五の五、一三六六、一三六七の一部、一三六八の一部、一三六九から一三七二まで、一三七二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>下阿毘縁字下原大川添</p>	<p>一三七三の二から一三七三の三まで</p>

<p>下阿毘縁字袋尻</p>	<p>の二部、一三七四、一三七五の一        下阿毘縁字下原下堀リのうち一三七八の一の部、一三七九の一、一三七九の二、一三八〇の一から一三八〇の三まで、一三八一、一三八二の一、一三八二の二、一三八三、一三八四の部、一三八七の部、一三八八の部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三八七と一体をなす国有地の一部以外の区域        下阿毘縁字袋尻リ一四一三の一部及び一四一一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>下阿毘縁字スズノコ原</p>	<p>下阿毘縁字下原下堀リ一三七八の一の部、一三七九の一、一三七九の二、一三八〇の一から一三八〇の三まで、一三八一、一三八二の二、一三八三、一三八四の部、一三八七の部、一三八八の部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三八七と一体をなす国有地の一部        下阿毘縁字袋尻リのうち一四一三の一部及び一四一一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>下阿毘縁字スズノコ原</p>	<p>下阿毘縁字スズノコ原のうち一四六〇の二から一四六〇の四までの一部、一四七二の一の部、一四七二の五から一四七二の七までの一部、一四七三、一四七八の一の部、一四七九の一の部及び一四六〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域        下阿毘縁字平林一四八四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>下阿毘縁字平林</p>	<p>下阿毘縁字スズノコ原一四六〇の二から一四六〇の四までの一部、一四七二の一の部、一四七二の五から一四七二の七までの一部、一四七三、一四七八の一の部、一四七九の一の部及び一四六〇の二と一体をなす国有地の一部        下阿毘縁字平林のうち一四八四と一体をなす国有地の一部以外の区域        下阿毘縁字吉渡道ヨリ上ミ一五〇八の一、一五〇九から一</p>

<p>下阿毘縁字吉渡道ヨリ上ミ</p>	<p>五一一まで、一五二二の一、一五二三の一、一五二四の一の部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五〇七、一五〇八の七と一体をなす国有地の一部        下阿毘縁字吉渡リ一五四三の一、一五四三の四の部、一五六二の一の部、一五六二の五の部、一五六三の一の部及びこれらと一体をなす国有地        下阿毘縁字平林山一五七九、一五八〇の部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>下阿毘縁字吉渡</p>	<p>下阿毘縁字吉渡道ヨリ上ミのうち一五〇八の一、一五〇九から一五一一まで、一五一一の一、一五一一の二、一五一一の四の部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五〇七、一五〇八の七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>下阿毘縁字平林山</p>	<p>下阿毘縁字吉渡リのうち一五四三の一、一五四三の四の部、一五六二の一の部、一五六二の五の部、一五六三の一の部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下阿毘縁字河端タ</p>	<p>下阿毘縁字平林山のうち一五七九、一五八〇の部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域        下阿毘縁字河端タのうち一六一九の一、一六二二の一の部、一六二二の二、一六二三の一から一六二三の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下阿毘縁字中堀</p>	<p>下阿毘縁字河端タ一六一九の一、一六二二の一の部、一六二二の二、一六二三の一から一六二三の三まで及びこれらと一体をなす国有地        下阿毘縁字中堀のうち一六二六の部、一六二七の部、一六三〇、一六三一の二の部及び一六三一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域        下阿毘縁字堅大久保一六五五の一の部、一六五六、一六</p>



鳥取県告示第三百二十三号

<p>下阿毘縁字堅大久保</p>	<p>五七 下阿毘縁字門田一六五八の三の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>下阿毘縁字門田</p>	<p>下阿毘縁字堅大久保のうち一六五五の一、一六五六、一六五七以外の区域</p>
<p>下阿毘縁字長通</p>	<p>下阿毘縁字中堀一六二六の一部、一六二七の一部、一六三〇、一六三一の二の一部及び一六三一の二と一体をなす国有地の一部 下阿毘縁字堅大久保一六五五の一の一部 下阿毘縁字門田のうち一六五八の三の一部、一六六〇の一部、一六六一の一部及び一六五八の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 下阿毘縁字長通シ一六六二の一部、一六六四の一の一部、一六六五の一部、一六六六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>下阿毘縁字山伏シ塚</p>	<p>下阿毘縁字門田一六六〇の一部、一六六一の一部 下阿毘縁字長通シのうち一六六二の一部、一六六三の三の一部、一六六三の五の一部、一六六三の六、一六六四の一の一部、一六六五の一部、一六六六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下阿毘縁字長通シ一六六三の三の一部、一六六三の五の一部、一六六三の六、一六六四の一の一部、一六六三の六、一六六四の一の一部 下阿毘縁字山伏シ塚の全域</p>

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による宮内地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（平成三年七月二十日現在の地番による。）</p>
<p>宮内字大森</p>	<p>宮内字大森のうち五三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>宮内字久田間尻</p>	<p>宮内字大森五三と一体をなす国有地の一部 宮内字久田間尻の全域 宮内字寺山一七四五の二から一七四五の四までの一部</p>
<p>宮内字真合寺道上エ</p>	<p>宮内字真合寺道上エの全域 宮内字崩御山ノ前一六六の一、一六六の二</p>
<p>宮内字崩御山ノ前</p>	<p>宮内字崩御山ノ前のうち一六六の一、一六六の二以外の区域</p>
<p>宮内字高畦</p>	<p>宮内字高畦のうち二八七の三、二九一の一、二九一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

宮内字山神田	宮内字山神田のうち二九二の一以外の区域
宮内字畑中ノ前 井手ノ下モ	宮内字高畦二八七の三、二九一の一、二九一の三及びこれらと一体をなす国有地 宮内字山神田二九二の一 宮内字畑中ノ前井手ノ下モのうち三〇八の一の一部、三〇九の一の一部、三一〇の一部、三一〇の二の一部以外の区域 宮内字畑中ノ前井手ノ上ミ三二二の三の一部、三二二の一部、三二四の一部及びこれらと一体をなす国有地
宮内字フデ	宮内字フデのうち三一三の一部、三一四、三一五の一、三一五の二、三一六の一部、三一七の一から三一七の三までの一部、三一九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
宮内字畑中ノ前 井手ノ上ミ	宮内字畑中ノ前井手ノ下モ三〇八の一の一部、三〇九の一の一部、三一〇の一部、三一〇の二の一部 宮内字フデ三一三の一部、三一四、三一五の一、三一五の二、三一六の一部、三一七の一から三一七の三までの一部、三一九の一部及びこれらと一体をなす国有地 宮内字畑中ノ前井手ノ上ミのうち三二二の三の一部、三二二の一部、三二四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
宮内字井ノ原渡 道ノ下モ	宮内字井ノ原渡道ノ下モのうち三二六の一の一部、三二七の一の一部、三二八の一部以外の区域 宮内字井ノ原渡道ノ上ミ三三二の一部、三三三の一部、三三四の一部、三三四の二、三三五の一、三三五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 宮内字ドウドウノ前堅井手ノ下モ六一七の一の一部及びこ
宮内字井ノ原渡 道ノ上ミ	れと一体をなす国有地 宮内字井ノ原渡道ノ上ミのうち三三二、三三三、三三四の一、三三四の二、三三五の一、三三五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
宮内字阜田	宮内字阜田のうち三九七の一の一部、三九八の一の一部、四〇〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三八七と一体をなす国有地の一部以外の区域 宮内字折田四二六の一の一部 宮内字フケ田四八六の一部
宮内字折田	宮内字折田のうち四二六の一、四二七以外の区域
宮内字フケ田	宮内字阜田四〇〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地 宮内字折田四二六の一の一部、四二七 宮内字フケ田のうち四八六の一部以外の区域 宮内字坂根ノ上エ四九〇の一部及びこれと一体をなす国有地
宮内字坂根ノ上 エ	宮内字阜田三九七の一の一部、三九八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三八七と一体をなす国有地の一部 宮内字坂根ノ上エのうち四九〇の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
宮内字妙見垣内	宮内字妙見垣内のうち五八八の一、五八八の二、五八九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 宮内字金屋ケ坪六三五の二、六三六の一、六三七の一 宮内字中渡道下モ六三八の一部、六三九の一 宮内字坂根道下タ六一〇と一体をなす国有地の一部

宮内字坂根道下	<p>宮内字妙見垣内五八八の一、五八八の二、五八九及びこれらと一体をなす国有地の一部                  宮内字坂根道下タのうち六一〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
宮内字ドウドウノ前 宮内字ドウドウノ下	<p>宮内字井ノ原渡道ノ上ミ三三二の一部、三三三の一部、三三四の一部                  宮内字ドウドウノ前堅井手ノ下モのうち六一二の二の一部、六一七の二の一部、六二二の一部、六二七の一部、六二七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
宮内字金屋ヶ坪	<p>宮内字ドウドウノ前堅井手ノ下モ六一二の二の一部、六一二の二の一部、六二二の一部、六二七の一部及びこれらと一体をなす国有地                  宮内字金屋ヶ坪のうち六三〇の一部、六三五の二、六三六の二、六三七の二及び六三一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域                  宮内字中渡道下モ六四一の一部、六四二の一部</p>
宮内字中渡道下	<p>宮内字金屋ヶ坪六三〇の一部及び六三一の二と一体をなす国有地の一部                  宮内字中渡道下モのうち六三八の一部、六三九の二、六四一の一部、六四二の一部以外の区域                  宮内字赤岩六四八、六四九の一部、六五〇の一部、六五一の二から六五一の四までの一部及び六四八、六四九と一体をなす国有地の一部</p>
宮内字赤岩	<p>宮内字赤岩のうち六四八、六四九の一部、六五〇の一部、六五一の二から六五一の四までの一部及び六四八、六四九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
宮内字奥立	<p>宮内字奥立の全域</p>
宮内字奥立ノ上	<p>宮内字奥立ノ上エ七三六、七三八、七三八の一、七四二の二と一体をなす国有地の一部                  宮内字奥立ノ下モ七四三から七四七まで、七四八の一部、七四九の二の一部、七五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地                  宮内字松ノ前七五四から七五六までと一体をなす国有地の一部</p>
宮内字奥立ノ下	<p>宮内字奥立ノ下モのうち七四三から七四七まで、七四八の一部、七四九の二の一部、七五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
宮内字松ノ前	<p>宮内字松ノ前のうち七五四から七五六までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
宮内字荒神ノ前	<p>宮内字荒神ノ前の全域                  宮内字竹ノハナ七七九の一部、七八一の二から七八一の三までの一部、七八四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地                  宮内字井ノ原八〇三の二の一部、八〇四、八〇五の一部、八〇六の二の一部、八〇六の二の一部、八〇七の二の一部</p>
宮内字竹ノハナ	<p>宮内字竹ノハナのうち七七九の一部、七八一の二から七八一の三までの一部、七八四の二の一部、七八四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
宮内字堂ノ前	<p>宮内字堂ノ前のうち七九九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

宮内字井ノ原	宮内字竹ノハナ七八四の一の一部、七八四の二の一部及び七八四の二と一体をなす国有地の一部 宮内字堂ノ前七九九の一及びこれと一体をなす国有地 宮内字井ノ原のうち八〇一の一部、八〇三の一の一部、八〇四、八〇五の一部、八〇六の一の一部、八〇六の二の一部、八〇七の一の一部、八〇七の二の一部、八〇九の一部、八一〇の一部及び八一〇一と一体をなす国有地の一部以外の区域
宮内字河原田ノ上エ	宮内字井ノ原八〇一の一部、八〇七の一の一部、八〇七の二の一部、八〇九の一部、八一〇の一部及び八一〇一と一体をなす国有地の一部 宮内字河原田ノ上エのうち八一六の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
宮内字橋本	宮内字橋本のうち八四九の一の一部、八四九の二、八五〇の一の一部、八五〇の三、八五一の一から八五一の三、八五二の一の一部、八五二の二、八五三の一の一部、八五三の二、八五四の一の一部、八五四の二の一部、八五六の一の一部、八五七、八六三の一の一部、八六三の二の一部以外の区域 宮内字橋塚八七六の一の一部、八七六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八七三と一体をなす国有地の一部 宮内字橋塚ノ下タ八七九から八八一までの一部、八八二の一の一部、八八二の二、八八三の一部 宮内字市ノ尻リ八八七の一の一部、八八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
宮内字橋塚	宮内字橋本八五六の一の一部、八五七、八六三の一の一部、八六三の二の一部 宮内字橋塚のうち八七六の一の一部、八七六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八七三と一体をなす国有地の一部以外の区域 宮内字橋塚ノ下タ八七九の一部、八八〇の一部、八八三の一部
宮内字橋塚ノ下タ	宮内字橋塚ノ下タ八七九から八八一まで、八八二の一の一部、八八二の二、八八三の一部以外の区域
宮内字市ノ尻リ	宮内字市ノ尻リのうち八八五、八八六、八八七の一、八八七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
宮内字東田	宮内字橋本八四九の一の一部、八四九の二、八五〇の一の一部、八五〇の三、八五一の一から八五一の三まで、八五二の一の一部、八五二の二、八五三の一の一部、八五三の二、八五四の一の一部、八五四の二の一部 宮内字橋塚ノ下タ八八〇の一部、八八一の一部、八八二の一の一部 宮内字市ノ尻リ八八五、八八六、八八七の一の一部、八八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 宮内字東田のうち八八九の一部、八九〇、八九一の一部、八九二の一の一部、八九二の三、八九六の一部、八九七、八九八、八九九の一部及び八九九と一体をなす国有地の一部以外の区域
宮内字田中	宮内字田中のうち九二一の一、九二一の四、九二一の五、九二二の一から九二二の三まで、九二三の二、九二三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

宮内字清水田	宮内字東田八八九の一部、八九〇、八九一の一部、八九二の 一の一部、八九二の三、八九六の一部、八九七、八九八、 八九九の一部及び八九九と一体をなす国有地の一部 宮内字田中九二一の一、九二一の四、九二一の五、九二二 の一から九二二の三まで、九二二の二及びこれらと一体を なす国有地 宮内字清水田のうち九二四と一体をなす国有地の一部以外 の区域 宮内字測ノ上エ九三〇の一部、九三一の一部
宮内字測ノ上エ	宮内字田中九二三の四の一部及びこれと一体をなす国有地 宮内字清水田九二四と一体をなす国有地の一部 宮内字測ノ上エのうち九三〇の一部、九三一の一部以外の 区域
宮内字宮坂	宮内字宮坂のうち一一二八、一一二九の一の一部、一一三〇の 一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の 区域
宮内字大フケ	宮内字宮坂一一二八、一一二九の一の一部、一一三〇の一 の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 宮内字大フケの全域
宮内字寺山	宮内字寺山のうち一七四五の二の一部、一七四五の三の一 部、一七四五の四の一部以外の区域

鳥取県告示第三百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の

規定に基づき、県営土地改良事業に係る北谷地区第五工区の換地処分を行  
ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定によ  
り告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の  
規定に基づき、県営土地改良事業に係る溝口地区第一工区の換地処分を行  
ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定によ  
り告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において  
準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事  
業に係る佐陀地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六  
条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る阿毘縁地区第四工区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る宮内地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】